第6条 労働権: 改正労働契約法が原因で、日本の主要大学が2017年度末までに数万人の有期雇用教職員を雇い止めにする見込みである。

新屋敷健 (関西圏大学非常勤講師組合、首都圏大学非常勤講師組合)

2012年の労働契約法の改正により、有期労働契約の更新が重ねられる場合に、一定の保 護が与えられることとなった。すなわち、有期労働契約が反復更新されたときには、客観 的に合理的な理由を欠くときは、期間満了を理由に契約終了させることはできないとされ た。また、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止する規 定も盛り込まれた。更に改正労働契約法第18条により、5年を超えて有期労働契約が反復 更新されたときは、労働者が希望すれば無期契約に転換させることができるようになった。 しかし、改正労働契約法は有期雇用契約に更新上限をつけることを禁止していないため、 2013年4月1日の第18条施行により、日本の多くの企業だけでなく主要大学もが、有期 雇用労働者に無期雇用への権利を与えない目的で、彼らの契約更新に 5 年上限をつけた。 その結果、日本の主要国立大の2つである大阪大学と神戸大学や主要私立大学の早稲田大 学が、2017年度末までに数万人の有期雇用教職員を雇い止めにする見込みである。ところ が、これらの大学は、労働者の意思に反して労働条件に著しい不利益を生じるような就業 規則の変更を規制する改正労働契約法第 10 条や、就業規則を新たに作成または変更する際 に、事業所の全ての労働者の過半数を代表する労働組合や選出された従業員代表の意見書 を求める労働基準法第90条に違反しているのである。これらの大学は、当該有期雇用教職 員に彼らの代表を選出することをさせなかったため、我々は、今月早稲田大学を労働基準

社会権規約委員会からの日本政府第3回報告書に関連する質問事項パラグラフ9への回答にあるように、「この法律により、労働者の雇用の安定、公正な待遇が確保され」ると、日本政府は想定しているため、これらの大学が上記法律違反をすることを防止する対策を何も行っていない。我々が委員会にお願いしたいことは、当該有期雇用教職員の契約更新に上限をつけることを禁止する措置を取るよう、日本政府に促すことである。

法第 90 条違反で刑事告発した。来月には、同じ労基法第 90 条違反で大阪大学を刑事告訴

する予定である。